

# 在宅福祉事業費補助金

厚生労働省

老健局認知症施策・地域介護推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 老人クラブの概要

- 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進するため、高齢者の社会参加の場を確保することは重要。
- 昭和20年代から自主的に始まり、昭和37年の社会福祉審議会の議論を経て、昭和38年に老人福祉法を制定し、同年から老人クラブへの補助を開始。
- 老人クラブは地域を基盤とする組織であり、高齢者の生きがいや健康づくりを目的として、体操やスポーツなどの活動を行いながら「集いの場」の役割を果たしてきたが、現在では、高齢者福祉分野に限定せず、地域づくりや健康づくりに資する取組や世代間の交流に資する取組、連合会の組織力を活かした取組など、**地域共生社会の実現に向けた活動を行っており、地域の担い手として行政の補完的役割も果たしている。**
- また、コロナ禍においてもこれまでの基盤を活かしながら地域とのつながり確保しつつ、介護予防に資する取組を進めてきた。

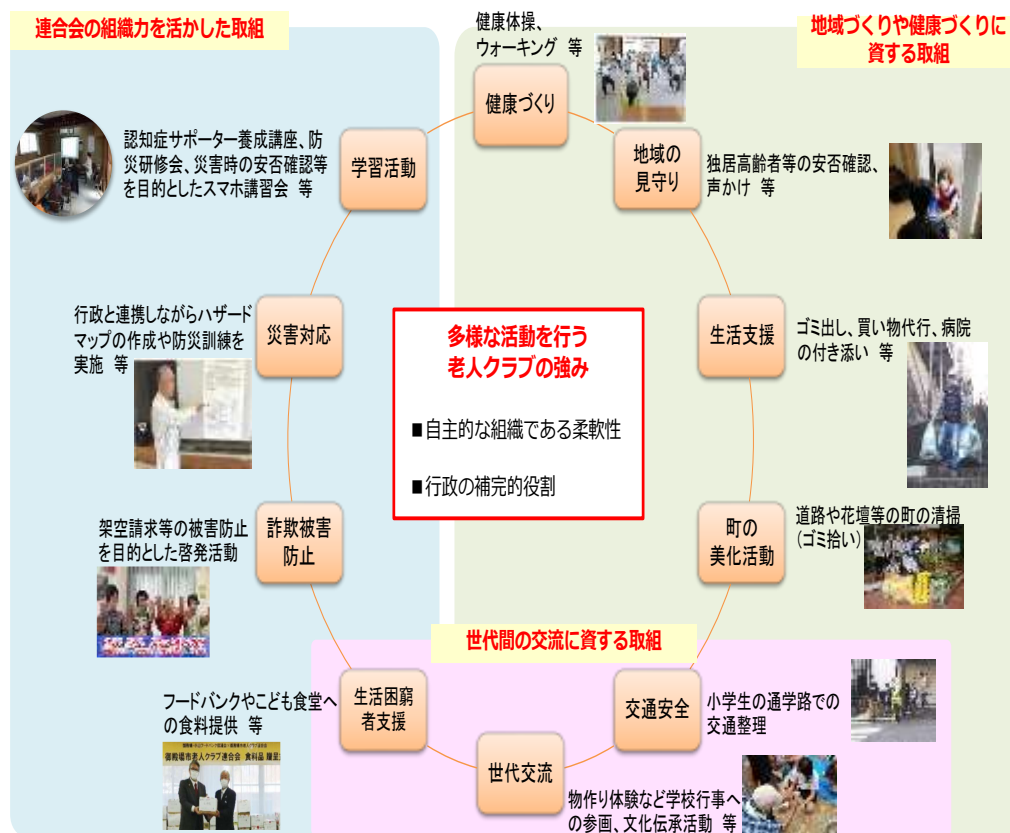
## 【現在の主な活動内容】

- 健康活動**：日頃の健康管理、正しい生活習慣の学習・実践、体操・スポーツの実施、趣味・サークル活動、健康診断・受診促進、制度学習 など
- 友愛活動**：集いの場づくり、困りごと支援、情報伝達・提供、一人暮らしや高齢者世帯への安否確認、行事等への参加呼びかけ など
- 奉仕活動**：公共施設や道路の清掃・緑化・花づくり、資源回収・リサイクル活動、高齢者施設におけるボランティア、地域見守りパトロール、防犯・防災活動、伝承や他世代交流 など

【老人クラブ数（会員数）（令和4年度）】  
80,205クラブ（4,266,630人）

（参考）全国の地域運営組織（R4:7,207）のうち、老人クラブが構成員として参加する地域運営組織は約4割

※ 地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。



# 在宅福祉事業費補助金

令和5年度予算額 24億円（25億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
  - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
  - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
  - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。

※ 上記の老人クラブに関する事業のほか、被災した在宅高齢者等に対する、見守り支援や関係機関へのつなぎ等を行う事業を実施。

## 3 実施主体等

【実施主体】  
都道府県、指定都市、中核市

【補助率】  
国1/2、1/3、10/10

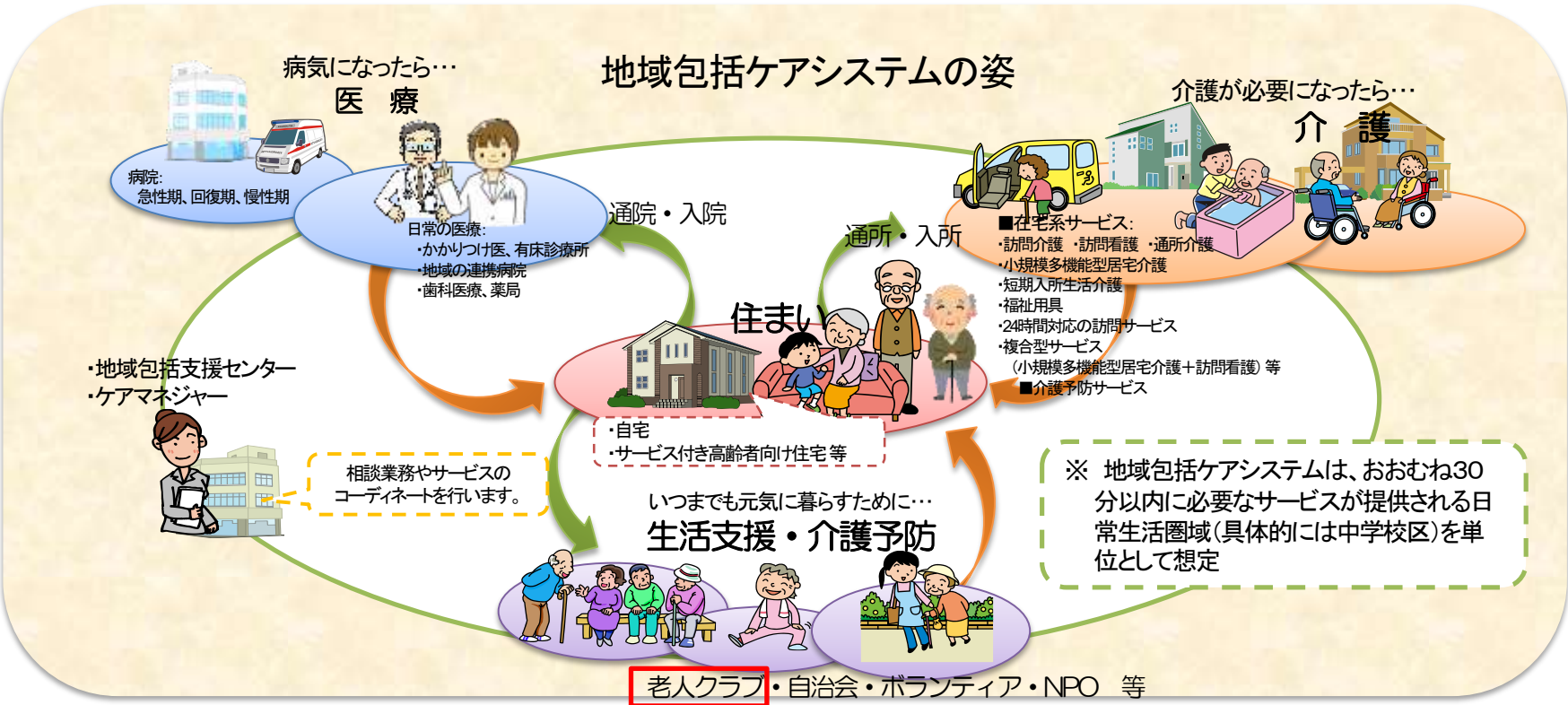
【補助実績】  
交付額22億円（令和4年度）

【参考】老人福祉法  
第十三条

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

# 現状と課題①

- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しており、その実現に向けて地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 老人クラブは自主的な組織を強みに地域の担い手として存在し、その会員数も60歳以上の高齢者の人口の1割に及んでおり、引き続き老人クラブが活躍していくことが必要。



○老人クラブの状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
クラブ数	108,351	106,429	103,679	99,189	96,333	93,592	90,611	87,698	84,235	80,205
会員数	6,595,017	6,399,028	5,959,480	5,803,457	5,580,143	5,367,577	5,123,806	4,880,509	4,597,619	4,266,630

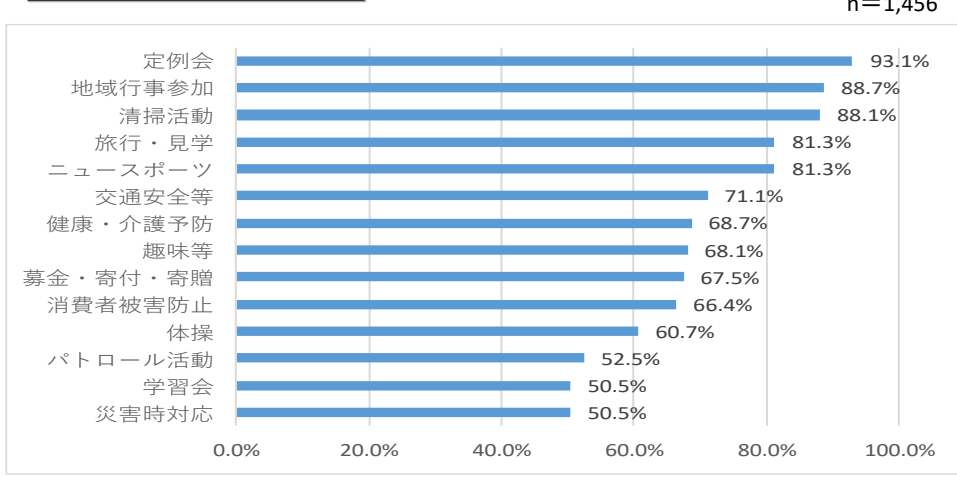
(出典) 「福祉行政報告例」 (厚生労働省)

# 現状と課題②

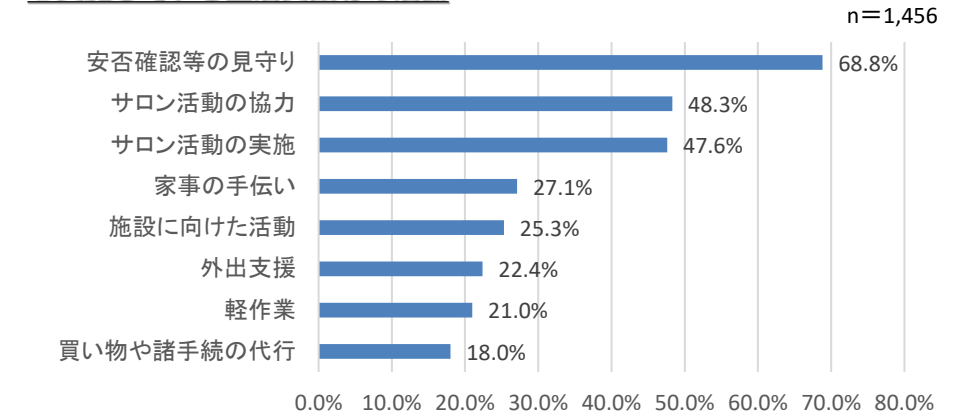
- 単位老人クラブの活動は、地域行事参加、清掃活動や高齢者の健康に関わる活動の割合が高いほか、交通安全や消費者被害防止、災害時対応、見守り支援など 地域資源に資する活動も含め幅広く行われている。
- また、市区町村老人クラブ連合会の活動は、圏内の単位クラブに対し、活動しやすい環境の基盤づくりを行っている。
- こうした地域の基盤や介護予防に資する活動をより一層推進していくことが必要。

## 単位老人クラブ

### ○実施している具体的活動

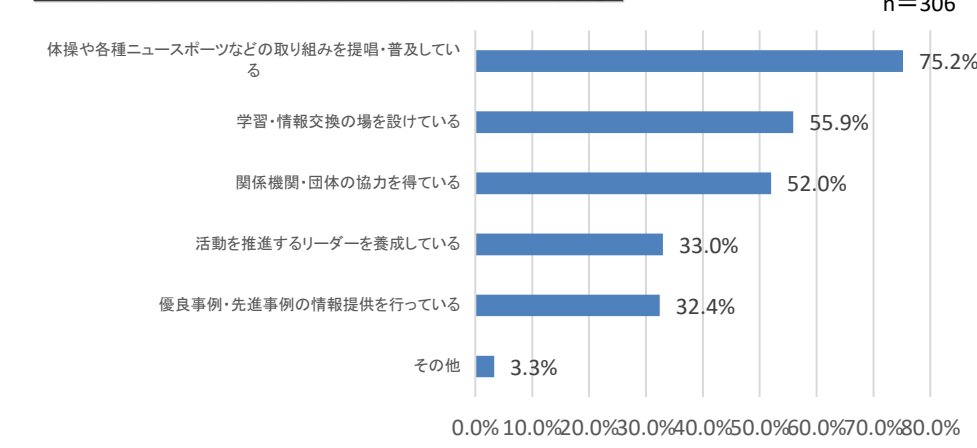


### ○実施している生活支援等の活動

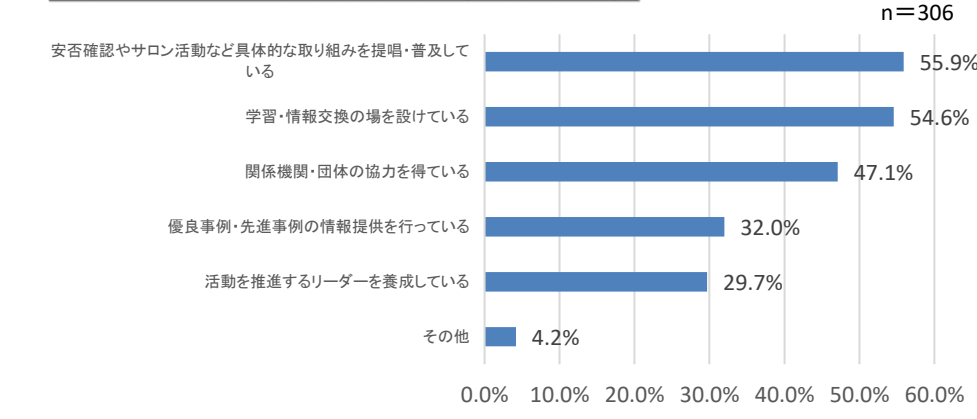


## 市区町村老人クラブ連合会

### ○単位クラブに対する活動支援（健康づくり）



### ○単位クラブに対する活動支援（生活支援等）



# 論点と見直しの方向性等について

## 論点・課題①

地域の担い手として必要な存在であり、より一層の推進を図る観点から、老人クラブの活動実態の把握や事業の有効性について検証すべきではないか。

## 見直しの方向性①

老人クラブの活動に関するより詳細な実態把握を行い、その調査結果等を踏まえて、生活支援・介護予防や地域貢献に資する活動として推進する観点から、事業の有効性について検証を行う。

## 論点・課題②

多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を目指す事業の目的や性質を踏まえた目標の在り方について検討すべきではないか。

## 見直しの方向性②

論点・課題①の老人クラブ活動実態の把握を通じて、生活支援・介護予防や地域貢献に資する活動内容に着目した指標の設定を検討するとともに、活動実績を踏まえた予算額の精査を引き続き行う。

## 検証の進め方

老人クラブの活動について、介護予防や地域貢献に資する活動として、今後の高齢化の問題に有効に機能し、より一層の推進を図る観点から、実態把握の結果等を通じて、以下の検証を行う。

- ・健康づくりや地域づくりなどの活動分野別ごとにみた、それらの活動を行う上での課題整理
- ・関係機関の老人クラブに対する評価等を通じた、関係機関との連携のあり方の整理
- ・老人クラブの減少要因の分析とその方策の検討
- ・老人クラブの活動を拡充・維持するために必要な連合会の役割の整理 等

検証結果を踏まえ、毎年の実績報告で把握すべき内容を検討の上で、自主組織の強みを最大限活かした生活支援・介護予防や地域貢献に資する老人クラブ活動の促進策を検討するとともに、老人クラブ数の減少等を踏まえた予算のあり方について検討を行う。

## 參考資料

## (参考) 老人クラブに関する老人福祉法の規定

### 老人福祉法

第10条の3 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、（中略）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第13条第2項 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。





# 老人クラブ連合会の組織力を活かした取組

- 老人クラブ連合会では、組織力を活かした取組として、高齢者の消費者被害防止の啓発活動や生活困窮者支援などにも取り組んでいる。

## 【消費者被害防止】

広島県  
広島県老人クラブ連合会

クラブ数: 356クラブ  
会員数: 14, 480名

※静岡県老連女性委員会も  
DVD作成  
<活動における関係団体>  
社会福祉協議会、警察

「ちょっと待ちんさい！」詐欺被害防止啓発DVDの作成

- ・令和元年に、架空請求とオレオレ詐欺の被害防止を啓発するため、シナリオから出演まで会員が参画して啓発DVDを作成。
- ・令和4年には、啓発チラシ作成し、ホームページで啓発動画を公開。



## 【生活困窮者支援】

静岡県御殿場市  
御殿場市老人クラブ連合会

クラブ数: 48クラブ  
会員数: 4, 269名

<活動における関係団体>  
社会福祉協議会、フードバンク協議会

「フードバンクに協力」

- ・コロナ禍での生活困窮者への食料支援事業に協力するため、未使用の食料を集めてフードバンクに寄贈(総重量1.4トン)。
- ・馴染みのない食料支援だったが、地域の状況を理解したり、支援方法を学び継続して実施。



# コロナ禍における老人クラブの活動

- 老人クラブにおいては、連合会がクラブ活動を行う上での感染症対策をまとめたリーフレットを作成するほか、連合会が主導してフレイル予防に取り組んできた。
- また、感染症対策を講じながら、地域の老人クラブでも孤立防止、地域との交流に取り組んでいる。

## フレイル予防

- ・ 閉じこもりや運動不足による低下を防ぐため、運営方法の工夫や参加者への徹底した予防対策の呼びかけを行い、「感染防止」と「健康保持」を両立させながら健康づくりに取り組む。

(事例①) 人数制限を行いながら、「健康づくりいきいき運動研修会」を開催（埼玉県春日部市いきいきクラブ連合会）

(事例②) 密を避けるため少人数の活動を推奨しながら「Go Toウォーク」を開催（千葉県茂原市長寿クラブ連合会）



コロナ禍における感染症対策のリーフレット  
(全国老人クラブ連合会作成)

## 孤立防止

- ・ 外出機会や人との交流が少なくなることで高齢者が孤立しないよう、感染対策を講じた集いの場づくりに取り組む。

(事例①) 密を避けるため屋外で茶話会を開催（愛知県あま市花長寿会）

(事例②) 電話参加も可能なおしゃべり広場を開催（岡山県井原市木之子西慎思クラブ）

## 地域との交流

- ・ 「新しい生活様式」による地域との交流活動に取り組む。

(事例①) 地域の大学生と交流会（茶話等）を開催していたところ、コロナ禍においてもオンラインを活用してつながりを継続（長崎県佐世保市敷石会）

(事例②) 地域を超えたクラブ同士のオンライン交流会を開催（山形県南陽市郡山若松会、大阪府交野市シニア松永）

# (参考) 老人クラブと高齢者全体の状況

○老人クラブの状況

	単位老人クラブ数	左記のうち会員数
	クラブ数	人
R4年度	80,205	4,266,630
R3年度	84,235	4,597,619
R2年度	87,698	4,880,509
R1年度	90,611	5,123,806
H30年度	93,592	5,367,577
H29年度	96,333	5,580,143
H28年度	99,189	5,803,457
H27年度	103,679	5,959,480
H26年度	106,429	6,399,028
H25年度	108,351	6,595,017

(出典) 「福祉行政報告例」 (厚生労働省)

(参考) 高齢者全体の状況

60歳以上人口		60歳以上の就業者数・就業率			100歳以上人口	
時点	万人	時点	万人	就業率	時点	人
R4年平均	4,367	R4年平均	1,454	33.3%	R4年9月	90,526
R3年平均	4,357	R3年平均	1,438	33.0%	R3年9月	86,510
R2年平均	4,342	R2年平均	1,432	33.0%	R2年9月	80,450
R元年平均	4,324	R元年平均	1,421	32.9%	R元年9月	71,274
H30年平均	4,303	H30年平均	1,385	32.2%	H30年9月	69,785
H29年平均	4,285	H29年平均	1,327	31.0%	H29年9月	67,771
H28年平均	4,265	H28年平均	1,293	30.3%	H28年9月	65,692
H27年平均	4,233	H27年平均	1,269	30.0%	H27年9月	61,568
H26年平均	4,194	H26年平均	1,238	29.5%	H26年9月	58,820
H25年平均	4,148	H25年平均	1,214	29.3%	H25年9月	54,397

(出典)

60歳以上人口：「労働力調査」 (総務省)

60歳以上の就業者数・就業率「労働力調査」 (総務省)

100歳以上人口：住民基本台帳による報告

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

## 地域運営組織に対する支援等

### ○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

### ○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

### ○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
  - （1）地域運営組織の運営支援
  - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



## 地域運営組織の活動事例

### （特非）きりりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



### （特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。

